

この印刷物は再生紙を使用しています。

No.33

2006年2月発行

淀川水系 流域委員会 淀川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

淀川水系流域委員会 淀川部会ニュース No. 33

2006年2月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

みずほ情報総研 株式会社

研究員：吉岡、篠田、鈴木、熊谷、松本
事務担当：山根

〒541 0042 大阪市中央区今橋4 2 1 (大阪富士ビル8階)

TEL: (06) 6222-5870 FAX: (06) 6222-5871

E mail: yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第33回淀川部会の内容…………… P. 1
- 第33回淀川部会の説明資料より抜粋…………… P. 3
- 配付資料リスト…………… P. 7
- 淀川部会 委員リスト…………… P. 8
- これまで開催された会議等について…………… P. 9
- 配付資料及び意見書の閲覧 入手方法 ご意見受付…………… P. 10

平成17年12月13日(火)、第33回淀川部会が行われました。



【天満研修センターにて】

◆ニュースレタは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局/淀川河川事務所/琵琶湖河川事務所/大戸川ダム工事事務所/淀川ダム統合管理事務所/猪名川河川事務所/猪名川総合開発工事事務所/木津川上流河川事務所/水資源機構 関西支社/滋賀県 土木交通部河港課/京都府 土木建築部河川計画室/大阪府 土木部河川室/兵庫県 土木局河川計画課/奈良県 土木部河川課/ 重慶 伊賀県民局 等

* ニュースレタは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。

第33回淀川部会の内容

審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」、別途配布資料「これまでの原則をどうするか」を用いて、意見(案)に関して委員との意見交換が行われました。

第33回淀川部会結果報告

庶務作成

開催日時: 2005年12月13日(火) 13:00~16:20

場所: 天満研修センター 9階 イベントホール

参加者数: 委員14名、河川管理者15名、一般傍聴者67名

1. 決定事項

- 「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」に対する意見は12/15 24時まで提出することについても検討する必要がある」としている。農地に遊水地機能を持たせるためには所有者との調整が必要になってくるのではないかと。

2. 審議の概要

審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」、別途配布資料「これまでの原則をどうするか」を用いて、意見(案)に関する意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

○「3 大戸川ダム」に関する意見交換

- 「(2) 大戸川の治水対策」では「農道あるいは道路を2線堤として活用し、農地に遊水地機能を持たせることについても検討する必要がある」としている。農地に遊水地機能を持たせるためには所有者との調整が必要になってくるのではないかと。

- 農道の高さをそろえて特定の地域に浸水を閉じこめるというイメージだ。現在の法制度では実現できないだろうが、道路を建設する際に高くしておけば実質的には氾濫の区域を狭くできるのではないかとアイデアから出てきた意見だ(ダム意見書WGリダ)。

- 農地に遊水地機能を持たせるためには法的な制度や補償、合意形成が必要になる。行政側で制度まで作るというところまで含めた記述を考えないといけない。

- この地域は水害常習地帯だ。農林省も農地排水事業を実施している。河川管理者には農水省や滋賀県等の対策も組み合わせた善後策を議論して頂きたい。

- 「2線堤と農地の遊水地機能」は、従来の遊水地とはちがうやり方を検討できないかという提案なので、説明を追加した方がよい。農水省との連携の可能性についても指摘しておけばよい。

○「4 天ヶ瀬ダム再開」に関する意見交換

- 塔の島の歴史的な景観は相当変化してきた。これ以上の変化には地域住民も納得できないのではないかと。P20「(2) 環境への影響」にあるマウンドや堰等の水位維持調整施設の実現可能性について、河川管理者の説明を聞いてみたい。堰によって川の流れが止まれば、生物への影響も出てくるので心配だ。

- 意見(案)は、歴史的景観は全て守るべきという論調だが、守るべき景観のウェイト付けや基準が必要だ。

- 「(1) 放流能力の増大量」では、1500m³/sへの放流能力の増大は工事実施基本計画を踏襲したもので、治水や環境の観点から再検討が必要だとしている。ダムWGでの議論を教えて欲しい。

- 1500m³/sは工事実施基本計画をそのまま引き継いでも構わないが、何m³/sがよいのか、WGの結論は出ていない。河川管理者からの説明が欲しいと思っている(ダム意見書WGリダ)。

- 天ヶ瀬ダムは琵琶湖の環境改善にとっても重要だが、景観や生態系、低周波の問題がある。天ヶ瀬ダムから宇治川下流に直接放流する案も検討して頂きたい。

○河川管理者からの指摘事項

- 河川管理者より意見(案)に関する指摘がなされた。主な指摘は以下の通り(例示)。

- 「3 1 大戸川ダムの経緯」では、基礎原案の時点でダムの目的が大きく変更されたことと記述されているが、ダムの建設目的を変更したのではなく、調査検討の項目にしたと考えている。同様に、大戸川ダムの目的から新規利水は除外されておらず、基礎原案の時点では、水需要の精査確認を行うとした。また、05年07月の調査検討(とりまとめ)で大戸川ダムの目的が大戸川の洪水調節のみとなったと記述されているが、宇治川・淀川の洪水調節の必要性に変わりはないと考えている(河川管理者)。

○「1 はじめに」に関する意見交換

- 別途配布資料「これまでの原則をどうするか」の「(3) 基本方針との関係」については意見が異なっている。基本方針という水系全体の目標に向かってどのように進めていくのか、そのタクティクスが河川整備計画という考え方に異論はない。ただ、整備計画はタクティクスの第段階目にあたるかと考えている。第段階目の整備計画において、堤防強化や流域対応を理由にして、事業中のダムを先送りしてはならない。当然、壊滅的な被害を防ぐための堤防強化も盛り込まないといけない。また、ダムは代替案の中の最後の選択肢であり、各代替案の実現が困難な場合はダムで行かざるを得ないと考えている。

- 「ダムは代替案の中の最後の選択肢」という考え方は私も同じだ。これまでの計画はステップバイステップで進めてきたが、このやり方では常に壊滅的な被害にあう確率がある。20~30年で3つのダムを実施するならば、残りの2つを流域対応でカバーし、壊滅的な被害をなくすようにしたい。目標はできるだけ大きくし、できない部分は流域対応でやっていけばよいと考えている(ダム意見書WGリダ)。

- ダムを前提にした途端、堤防強化は後回しにされてしまう。優先順位は堤防強化が先であり、ダムは最後の選択肢として考えるべきだ。堤防強化をすれば河道の流量は増加してもよい。河道の流下能力が増えれば、ダムで貯留させる量を減らせるという論理も成り立つ。ダムと堤防強化には関連性がある。

- 堤防強化が完了すれば、ダムの規模が小さくなる(あるいは不要になる)という点については、見解が違ふ。ダムがあってもなくても、堤防強化は必要だ。余裕高はHWLを決定する際の不確定要素(維持管理、数値決定方法等)を考慮して策定されている。堤防強化によって余裕高を減らすという考え方を計画に盛り込むことはできないと考えている。

- ダムや堤防強化によって流量が同じになるとしても、地域の住民から見れば、ダムは違い存在。堤防は常に直接的な関わり(維持管理)を持っていないといかない。潜在的な危険性はダムの方が高い。

- 堤防強化にしても河川管理者は余裕高を変更することはできない。堤防の構造が変われば余裕高も変わってよいと思うが、堤防強化されて実質上の流下能力が増加しても、計画に盛り込むのは無理だろう。

- 堤防強化によって堤防天端まで流せ得ることもあるが、越水対策の技術等が確立されていない現時点では、堤防補強による流量増量を計画として盛り込むことはできない(河川管理者)。

- 大阪の巨大遊水地はダムよりもコスト高のはずだが、反対運動は出なかった。ダムは30年に一回しか使わないが、遊水地のグラウンド等は30年に一回だけ使えない。この違いをよく考えていかないといいない。

- 一復原川の遊水地は他の方法がなかった。生駒山にダムサイトはないので、地下河川や遊水地、地下調節池を選択した。「ダムは最後の選択肢」という方針と変わりはない。

- 社会資本整備小委員会河川分科会の議論に委員会の意見が反映されていないと思った。流域委員会が検討を重ねてきたことが基本方針に盛り込まれるのか。河川分科会に流域委員会の思いを伝えてほしい。改正河川法が基本方針に反映されないことは寂しい。

- 河川法改正の趣旨を踏まえて治水も環境も論じなくてはならない。河川管理者からも、委員会当初にこれまでの河川整備の反省が述べられた。河川整備の在り方を見直して取り組んでいくべきだ。

- 改正河川法で、基本方針と整備計画に分けた。2つにはそれぞれ分担がある。整備計画には20~30年で達成する役割があるので、基本方針と整備計画では対象洪水も違ってくる。整備計画は20~30年で達成する目標洪水を対象にしていく。個々の事業の優先順位については委員間で意見の差はあるのは当然だろうが、ダムや堤防補強等の役割分担の優先度を考えながら進めていくという基本的な考え方には、差異はないと思っている。個別の事業で違う考え方が出てくるのは当然であり、大多数と違う意見は少数意見として尊重されるように、とりまとめて頂けると思っている。

- 流域委員会と河川管理者とのキャッチボールで作り上げてきた。過去決めた原則が変わることもあり得るだろう。その場合はどのように変更するかが問題になる。

- 一般傍聴者からの意見聴取: 一般傍聴者5名より発言があった。主な意見は以下の通り(例示)。

- 河川管理者は「既往最大規模の洪水に対して断水を生じさせない」ことを目標にしているが、委員会では議論がなされていない。委員会は、異常洪水時には正常流量を下回ってもよいという考えだが、そうは思わない。日本の利水安全度がいかにあるべきかという議論がないまま、意見が示されたのは不満だ。

- 基本方針の議論の場で流域委員会の議論が反映されていない。ボトムアップで社会構造の変化に対応するやり方が必要だ。流域委員会も意見を言っていないといけない。また、ハザードマップが京都府議会や宇治の議会に知らされていない。京都府の利水についても議論の余地がある。

- 議論が低調だと感じた。質問と回答が噛み合っていない。意見(案)P19の塔の島地区の河道掘削に関する「河床の掘削量を極力抑制する必要がある」という記述の後に「できれば避けるのが望ましい。河床掘削をしないことを前提とした検討が必要である」と追加して頂きたい。世界遺産と体になった宇治川の歴史の景観は特別に保全し継承していかなくてはならない。また、天ヶ瀬ダムから塔の島地区下流へのバイパスも検討すべきだ。従来の景観の復元は不可能とされているが、締切堤等の撤去、護岸の修復は可能だ。

- P20で「地域住民とともに検討し」とされているが、「地域住民」とは何を指すのか。塔の島地区整備検討委員会では市民公募がなされなかった。「住民参加」について実態のある議論をしなければならない。

- 大規模な護岸工事が行われている一方で、密着している住宅地のためドレーン工の敷設が2m後退しているという現状もある。河川管理者はダムや河道改修に関心に向きがちで、河道内の樹木伐採や堤防整備に目が行かなかったという面もある。河川管理者は堤防強化にも目を向けて頂きたい。

- 大戸川ダムの「3 2 3 地域社会への影響」で、「これまでの治水はともすれば、行政が一方的に進めるものとの意識が強かった」とあるが、移転された方のことを考慮した文言にして頂きたい。

第33回淀川部会の説明資料より抜粋

■審議資料1より

第33回淀川部会では、審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」を用いて委員間で意見交換がおこなわれました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

051206版

3 大戸川ダム

3.1 大戸川ダムの経緯

大戸川ダム事業は、1991年3月に特定多目的ダム法に基づくものとして基本計画が告示されている。当時の計画概要によれば、瀬田川の洗堰直下の左岸に合流する大戸川の中流部ヶ谷地点に、高さ92.5m、総貯水量3360万m³の重力式コンクリートダムを建設しようとするものであって、事業の目的として、①洪水調節(大戸川・宇治川・淀川)、②流水の正常な機能の維持、③新規利水(大阪府、京都府、大津市)、④発電、が挙げられている。

その後、03年9月の「基礎原案」で、大戸川ダムの目的は、①琵琶湖の急速な水位低下の抑制、②日吉ダムの利水容量の振替、③洪水調節(大戸川・宇治川・淀川)、へと大きく変更された。とくに注目されるのは、大戸川ダムの目的から新規利水が除外され、日吉ダムの利水振替が新たに加えられたことである。なお、発電はダムができた場合の付随的効果であるため、主な目的には取り上げられなかったものと推測される。

さらに、04年12月の「淀川水系5ダムの調査検討について(中間とりまとめ)」では、日吉ダムの治水容量を増大させるために利水容量を大戸川ダムに振替えても亀岡地区の治水への効果が小さいため、この振替は採用しないとされた。

そして、05年7月の「大戸川ダムの調査検討(とりまとめ)」では、利水者である大阪府・京都府および大津市が全量撤退の見込みであり、保津峡・岩倉峡の開削がないまま天ヶ瀬ダム再開発が行われた場合は宇治川・淀川への洪水調節の効果は小さいという調査検討結果が示され、大戸川ダムの目的は大戸川の洪水調節のみとなった。

大戸川ダムが治水単独目的の事業となると、治水分の事業費が増加し、経済的に不利になるとの理由で、新たなダムの方針では「当面実施せず」とされた。

3.2 大戸川ダム事業に関わる今後の課題

3.2.1 大戸川の治水

(1) 大戸川下流域の現況

大戸川は、田上山地からの土砂流入により、「水七合に砂三合」といわれるほど、洪水流の土砂含有率が高く、これが洪水災害を激甚化させてきた。明治時代に始まった近代砂防事業により土砂流入は沈静化されつつあるが、危険が去ったわけではない。

平成11年の測量断面から推測された現況流下能力を見ると、無堤区間や狭窄部によるせき上げの影響区間があり、大洪水時にはそれらの区間から氾濫し、下流への流量は自然に軽減されるようになっている。度重なる氾濫により、江戸時代から集落の高台への集団移転が繰り返され、現在は氾濫区域の多くは農地として利用され、人家は少ない。

(2) 大戸川の治水対策

新たなダムの方針では、「大戸川ダム事業は当面実施せず」、「大戸川の治水対策の契

施について今後関係者と調整する」とされている。したがって、「調整結果」が発表された段階で改めて流域委員会としての意見を述べることにするが、大戸川の治水対策の実施については、直轄化をも視野に入れた国の関与が必要である。ここでは河川管理者が示した大戸川ダムの代替案についての意見を示しておく。

河川管理者が示した代替案は、①河川改修案(河道拡幅および河床掘削)、②遊水地案、③建物耐水化案、の3つであるが、以下のような問題を含んでいる。

①の河川改修案では、ダムが建設された場合の目標流量であった550m³/sを、ダムが建設されない場合でも踏襲するべきであろう。現況では流下能力が300m³/s以下の区間があり、早急に増大を図る必要がある。ダムが当面実施されない状況では、ダムが建設された場合の目標流量を超過することを当然想定せねばならず、越水を考慮した堤防強化を実施する必要がある。なお、大戸川の流下能力の増大は天ヶ瀬ダムへの流入量の増大をもたらすため、瀬田川洗堰の放流操作にも影響が及ぶことに注意する必要がある。②の遊水地については適地があるかが問題である。土地利用の現状からいえば、農地あるいは道路を2線堤として活用し、農地に遊水機能をもたせることについても検討する必要がある。③の建物耐水化案については、河川管理者が直接実施する事業ではないとしても、治水の現状を関係者に周知し、この事業への理解と協力を得る努力が続けられねばならない。

いずれにせよ、事業計画の変更にあたっては住民の合意を得る必要があるが、合意の形成には相当の時日を要することが予想される。この間、大戸川の洪水が放置されるようなことになってはならないのであって、実効性のある新たな治水対策を早急に示す必要がある。

3.2.2 関連事業等

ダム建設と併せて行なわれることになっていた水源地域対策や県道大津信楽線整備については、河川管理者の誠意ある対応が必要である。また、県道の付替えなどの工事に伴う環境への影響を極力抑える必要がある。とくに、ダム建設に利用する予定で積み上げられた第二神楽東トンネルの掘削土砂の取り扱いと自然環境の回復については、十分な配慮が必要である。

なお、これまでに行なわれた自然環境への影響調査結果を早急に公開する必要がある。

3.2.3 地域社会への影響

これまでの治水はとすれば、行政が一方向的に進めるものとの意識が強かったように思われる。今後、ダムや河道整備のみによる治水の限界について住民の理解を得るとともに、住民と行政の協働のもとで治水を進めるべく、一層の努力を行う必要がある。なお、移転を余儀なくされた住民に対しては、河川管理者の誠意ある対応がとくに望まれる。

4 天ヶ瀬ダム再開発

4.1 天ヶ瀬ダム再開発の経緯

天ヶ瀬ダムは、1953年9月の台風13号による洪水を契機として、64年に宇治川に建設されたドム型アチ式コンクリートダムで、治水・利水・発電を目的とした多目的ダムである。ダムの流域面積は琵琶湖流域を除くと352km²、堤高73m、総貯水量は2628万m³である。

天ヶ瀬ダム再開発事業は、71年の工事実施基本計画の改定に対応して策定されたもので、琵琶湖の後期放流時の計画最大流量1,500m³/sを天ヶ瀬ダムで放流するため、①放流能力の増強を行うとともに、貯水池運用法の見直しにより、②発電能力の増強、③新規水道用水の確保、をしようとするものである。すなわち、ダムの放流能力を洪水時制限水位で1,500m³/sに増大するとともに、貯水池の運用を見直し、発電低水位を1.5m下げることにより発電能力の増強と0.6m³/sの新規利水を開発する多目的事業と位置づけられている。92年には全閉ルを含む瀬田川洗堰操作規則が制定されたが、その際にも国土交通省は、宇治川の流下能力を計画流量1500m³/sまで向上させるため、瀬田川の河川改修、天ヶ瀬ダムの放流能力の増大、宇治川の河川改修の速やかな実施を滋賀県に示した。このように、天ヶ瀬ダム再開発事業は、瀬田川洗堰から宇治川塔の島地区にいたる区間の放流・流下能力を増大させようとする一連の事業の一角を占めており、いずれの一つが欠けてもこの事業は成立しない。

これら一連の事業に関して、河川管理者が流域委員会に対して現時点で有力視される工法案として示したのは次のとおりである。すなわち、天ヶ瀬ダムの放流能力の増大については既設ダム本体への新たな放流口の増設、鹿跳渓谷の流下能力の増大についてはバイパス・トンネル、宇治川塔の島地区の流下能力の増大については河床掘削であるが、これらの多くが検討段階であり、詳細な設計は示されていない。

流域委員会は、一連の事業が琵琶湖の環境改善に役立つということもあって、天ヶ瀬ダム再開発の必要性にこれまでから一定の理解を示してきたが、詳細な設計が示されない現段階では、この事業への明確な意見を示すことは不可能であり、それが示された時点で改めて意見を示すこととする。

このため以下では、天ヶ瀬ダム再開発の効果についての意見を示すとともに、これまでの調査検討についての問題点を指摘するとともに、

4.2 天ヶ瀬ダム再開発の効果

4.2.1 宇治川・淀川の洪水調節および琵琶湖周辺の洪水防御

天ヶ瀬ダム再開発事業は、それ自体は天ヶ瀬ダムの放流能力を増大させようとするものであるが、むしろ琵琶湖の後期放流のための事業のひとつというに相応しい事業である。

天ヶ瀬ダムの放流能力を増大させることは、宇治川・淀川の洪水調節のみならず、瀬田川洗堰の放流能力増大を通じて、琵琶湖周辺の洪水防御にも効果がある。とくに宇治川・淀川の洪水調節のために瀬田川洗堰の全閉が必要な現状では、それに伴う琵琶湖水位の上昇を速やかに低下させることが重要であり、瀬田川洗堰の放流能力につながる天ヶ瀬ダム再開発が必要である。

さらに、瀬田川洗堰の放流能力を増大すると、琵琶湖の環境と生態系に悪影響を及ぼしている急速な水位低下をより緩慢なものにすることができ、琵琶湖の環境改善につながるようになる。

4.2.2 京都府(上水)の新規利水

天ヶ瀬ダムの放流能力の増大は、洪水調節や発電に支障を与えることなく、より多くの水の取水を可能とし、新規利水に供せるようになる。

4.2.3 発電

天ヶ瀬ダムの放流能力の増大は、洪水期の夏場にもより多くの水を喜撰山ダムに送ることを可能とし、結果として喜撰山発電所では年間発電電量が増えるようになる。

4.3 天ヶ瀬ダム再開発の問題点

4.3.1 天ヶ瀬ダムの放流能力の増大

(1) 放流能力の増大量

天ヶ瀬ダムの放流能力については、琵琶湖の後期放流という観点からすれば、下流における治水の安全ならびに環境の保全が確保されるかぎり、大きいほど好ましい。河川管理者が調査検討結果(取りまとめ)で示している天ヶ瀬ダムの洪水時制限水位での1,500m³/sへの放流能力の増大は、71年12月に策定された淀川水系工事実施基本計画に示されたものを踏襲したもので、明確な論理的根拠をもっているとはいえない。治水ばかりでなく環境を含めた新たな視点からの再検討が必要である。

一連事業のなかで、放流能力の増大を制約する最も大きな要素は宇治川塔の島地区の流下能力である。この問題については4.3.4で後述する。

(2) 放流能力の増大方法

河川管理者は天ヶ瀬ダムの放流能力の増大方法として、それまで有力視してきたバイパス・トンネル案のほか、既存施設を活用した案としてつぎの方法を検討の対象としている。すなわち、①天ヶ瀬ダム本体の改造案、②ダム建設時仮放水路の活用案、③天ヶ瀬発電所導水路の活用案、④旧志津川発電所導水路の活用案、⑤宇治発電所導水路の活用案、⑥複合案である。

①はアテダムの本体に新たな放水口を設置しようとするものであり、設置に伴う技術的問題が克服できれば有力な方法である。②のダム建設時仮放水路案は実現不可能として提示後に抹消されている。③から⑤はいずれも増大量に限界があり、これらを併用した⑥の複合案には大きな期待はできない。

放流能力の増大方法については別途専門委員会で検討されているが、どのような方法を採用しようとも、技術的可能性・安全性ばかりでなく、環境への影響に対する配慮が必要である。

4.3.2 瀬田川洗堰の放流能力

瀬田川洗堰の放流量は堰の構造と上・下流の水位差に大きく支配される。すなわち、従来の放流能力をBSL+0.0mで800m³/s、+1.4mで1,200m³/sに増大する方法として、河川管理者は洗堰下流側の水位を低下させることのみに着目しているが、堰幅の拡幅あるいはスパン間隔の増大といった堰自体の改築についても将来的課題として検討する必要がある。

なお、下流側水位を低下させる具体的な方法として、瀬田川の河床掘削と鹿跳渓谷のバイパス・トンネルが取り上げられているが、大戸川合流部の周辺の掘削については大戸川の流下能力を増大させることへの配慮がさらに必要である。また、現在の放流操作は、放流量の変更の周知などに時間を要し、この面での改善も必要である。

4.3.3 鹿跳渓谷の流下能力

鹿跳渓谷の流下能力を増大するためバイパス・トンネル案が検討されている。鹿跳渓谷の景観を保全するには適切な方法と判断されるが、特色ある歴史的・地形的な景観を保全するため、平常時にはすべての流量が鹿跳渓谷を流下するように配慮する必要がある。鹿跳渓谷流入部の小規模の河床掘削についても検討する必要がある。

なお、琵琶湖からの流出量を確実に増大させるためには、バイパス・トンネルの流入口の位置についてさらに検討する必要がある。

(資料の全文は流域委員会ホームページでご確認いただけます)

配付資料リスト

●第33回淀川部会 配付資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		Y33 A
報告資料1	第32回淀川部会 (H17.10.21開催) 結果報告	Y33 B
審議資料1	淀川水系5ダムの調査検討についての意見 (案)	Y33 C
その他資料	委員会の今後のスケジュール	Y33 D
参考資料1	委員および一般からのご意見	Y33 E
参考資料2	新聞記事集	Y33 F

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.10の「配付資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

淀川部会 委員リスト

2005.12現在 (五十音順、敬称略)

No.	氏名	対象分野	所 属 等	兼任状況
1	綾 史郎	洪水、高潮 津波	大阪工業大学 教授	琵琶湖部会 住民参加部会
2	今本 博健	洪水	京都大学 名誉教授 水工技術研究会 会長	木津川上流部会 利水 水需要管理部会
3	岡田 憲夫	事業評価	京都大学防災研究所 教授	木津川上流部会 住民参加部会
4	荻野 芳彦	農業関係	大阪府立大学 名誉教授	木津川上流部会 利水 水需要管理部会
5	高田 由紀子	地域 まちづくり	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会 住民参加部会
6	金盛 弥	洪水	元大阪府副知事	猪名川部会 利水 水需要管理部会
7	川上 聰	住民連携	NPO法人 全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長	木津川上流部会 利水 水需要管理部会
8	川崎 雅史	景観	京都大学大学院工学研究科 助教授	琵琶湖部会 住民参加部会
9	澤井 健二	河川敷 水面利用	摂南大学工学部 教授	猪名川部会 住民参加部会
10	高田 直俊	洪水、 河道形状 土砂移動	大阪市立大学 名誉教授 社団法人 大阪自然環境保全協会 会長	猪名川部会 利水 水需要管理部会
11	田中 真澄	住民連携	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 NPO法人 市民環境研究所 副代表	琵琶湖部会 住民参加部会
12	千代延 明憲	住民連携	流域住民	猪名川部会 利水 水需要管理部会
13	寺川 庄蔵	住民連携	びわ湖自然環境ネットワ ク 代表	琵琶湖部会 住民参加部会
14	寺西 俊	経済	横国大学院経済学研究科 教授	琵琶湖部会 利水 水需要管理部会
15	西野 麻知子	動物	滋賀県琵琶湖 環境科学研究センタ 総括研究員	琵琶湖部会 利水 水需要管理部会
16	本多 孝	住民連携	IPNET Jインタ プリテ ションネットワ ク ジャパン 事務局長	猪名川部会 住民参加部会
17	村上 興正	生態系、動物、景観	同志社大学 嘱託講師	猪名川部会 住民参加部会
18	安田 喜憲	水文化	国際日本文化研究センタ 教授	琵琶湖部会 利水 水需要管理部会
19	谷内 茂雄	生態系	総合地球環境学研究所研究部 助教授	琵琶湖部会 住民参加部会

これまで開催された会議等について

委員会	琵琶湖部会	淀川部会	猪名川部会
第1回 ～第6回 平成13年開催	第1回 平成13年開催 ～第8回	第1回 平成13年開催 ～第10回	第1回 平成13年開催 ～第6回
第7回 ～第15回 平成14年開催	第9回 平成14年開催 ～第20回	第11回 平成14年開催 ～第20回	第7回 平成14年開催 ～第17回
第16回 ～第27回 平成15年開催	第21回 平成15年開催 ～第27回	第21回 平成15年開催 ～第23回	第18回 平成15年開催 ～第20回
第28回 H16/2/26 (木)	第28回 H16/10/13 (水)	第24回 H16/8/25 (水)	第21回 H16/9/1 (水)
第29回 H16/5/8 (土)	第29回 H16/11/8 (月)	第25回 H16/9/17 (金)	第22回 H16/10/21 (木)
第30回 H16/6/22 (火)	第30回 H16/12/15 (水)	第26回 H16/10/19 (火)	第23回 H16/11/2 (火)
第31回 H16/7/29 (木)	第31回 H17/1/8 (土)	第27回 H16/11/30 (火)	第24回 H16/12/3 (金)
第32回 H16/8/24 (火)	第32回 H17/4/13 (水)	第28回 H16/12/18 (土)	第25回 H16/12/23 (木)
第33回 H16/9/29 (水)	第33回 H17/8/17 (水)	第29回 H17/4/11 (月)	第26回 H17/4/14 (木)
第34回 H16/10/25 (月)	第34回 H17/9/14 (水)	第30回 H17/8/22 (月)	第27回 H17/8/18 (木)
第35回 H16/11/16 (火)	第35回 H17/10/19 (水)	第31回 H17/9/13 (火)	第28回 H17/9/11 (日)
第36回 H16/12/20 (月)	第36回 H17/12/7 (水)	第32回 H17/10/21 (金)	第29回 H17/10/23 (日)
第37回 H17/1/11 (火)	木津川上流部会	ダムWG	3ダムサブWG
第38回 H17/1/22 (土)	第1回 H17/4/20 (水)	第1回 H16/7/11 (日)	第1回 H16/8/7 (土)
第39回 H17/2/5 (土)	第2回 H17/8/20 (土)	第2回 H16/7/18 (日)	第2回 H16/9/11 (土)
第40回 H17/3/14 (月)	第3回 H17/10/25 (火)	第3回 H16/7/25 (日)	第3回 H16/11/8 (月)
第41回 H17/5/17 (火)	第4回 H17/12/12 (月)	第4回 H16/8/19 (木)	川上ダムサブWG
第42回 H17/7/21 (木)	環境・利用部会	第5回 H16/9/23 (木)	第1回 H16/8/3 (火)
第43回 H17/7/25 (月)	第1回 平成15年開催	第6回 H16/10/4 (月)	第2回 H16/9/3 (金)
第44回 H17/8/5 (金)	第2回 平成15年開催	第7回 H16/10/18 (月)	余野川ダムサブWG
第45回 H17/8/24 (水)	第3回 平成15年開催	第8回 H16/11/10 (水)	第1回 H16/8/11 (水)
第46回 H17/9/24 (土)	第4回 平成15年開催	第9回 H16/12/1 (水)	第2回 H16/9/22 (水)
その他	第5回 平成15年開催	第10回 H16/12/5 (日)	水位操作WG
設立会、発足会 第1回 合同懇談会	第6回 H17/4/24 (日)	丹生ダム意見交換会 H16/9/27 (月)	第1回 H17/6/29 (水)
第1回 合同勉強会 シンポジウム 拡大委員会	第7回 H17/7/25 (月)	住民の意見を聞く会 H16/12/5 (日)	
提言説明会	第8回 H17/9/24 (土)	住民と委員との意見交換会(丹生ダム) H17/8/17 (水)	
しっかりしてや!!流域委員会 ファシリテーターとの検討会	H16/2/28 (土)	住民と委員との意見交換会(余野川ダム) H17/8/18 (木)	
大戸川、天瀬ダム意見交換	H16/5/15 (土)	住民と委員との意見交換会(川上ダム) H17/8/20 (土)	
	H16/9/26 (日)	住民と委員との意見交換会 (大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発) H17/8/22 (月)	
		木津川上流部会意見交換会 H17/9/12 (月)	

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。
 ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
 ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。



閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。
 ※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。
 ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。
 ※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただけますよう、お願いいたします。
 ※ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。
 ※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E mail yodogawa@gene.mizuhoir.co.jp

■TEL 06 6222 5870

■FAX 06 6222 5871

淀川水系流域委員会 庶務
みずほ情報総研(株)